

岩倉使節団の従者について

菅原 彬州

はじめに

- 1 「従者」とは
 - 2 岩倉具視大使の「従者」
 - 3 木戸孝允副使の「従者」
 - 4 大久保利通副使の「従者」
 - 5 伊藤博文副使の「従者」
 - 6 山口尚芳副使の「従者」
- むすびにかえて

はじめに

1871年12月23日（明治4年11月12日）に横浜港からアメリカ号で出発した岩倉使節団一行は、大使・副使・書記官・大使随行員の大使グループ本隊、それに各省派遣の理事官・理事官随行員の別働隊という正規の「岩倉使節団員」、使節首脳に附属する「従者」、それに官費・私費で欧米各国に留学する「華士族留学生」から成っていた。

この一行の人数については、「使節団員」が46人、「従者」・「同航留学生」は61人、総計107人であったことが確定している¹⁾。

筆者は、この「従者」・「同航留学生」の内訳について、35年程前に、「従

1) 拙稿「岩倉使節団のメンバー構成」（中央大学法学会『法学新報』第1巻、第1・2合併号、1984年）。

者」は12人、「同航留学生」は49人の計61人であると指摘しておいたのであるが²⁾、しかし、今日でもなお「従者」は18人、「同航留学生」は43人の計61人であると記述されているものが多い。

そこで、もう一度「従者」は12人であるということを再検証してみようというのが、本稿の目的である。

岩倉使節団の従者・従者とされている留学生

氏名	従者・留学生	費用	身分・出身	生年	出発時 数え年	出発時 満年齢	没年	没時 満年齢	帰国日
岩倉具綱	岩倉具親・従者	官費	公家・華族	1841.6.3 (文久12.4.14)	31歳	30歳	1923.10.16 (大正12)	82歳	1872.5.1 (明治5.3.24)
香川広安 (敬三)	岩倉具親・従者	官費	水戸・士族	1839.12.20 (文久10.11.15)	33歳	31歳	1915.3.18 (大正4)	76歳	1872.12.2 (明治5)
高辻修長	岩倉具親・従者	官費	公家・華族	1840.12.22 (文久11.1.29)	32歳	30歳	1921.6.20 (大正10)	81歳	1872.12.2 (明治5)
日置兵一 (渡邊兵市)	岩倉具親・従者	官費	宇和島・士族	1851 (嘉永4)	21歳	18or19歳	?	?	1873.9.13 (明治6)
榊井 (松井) 順三	岩倉具親・従者	官費	兵庫・士族	?	?	?	?	?	1873.8.8 (明治6)
松方蘇介	岩倉具親・従者	官費	鹿兒島・士族	1851 (嘉永4)	21歳	18or19歳	1872.8.13 (明治5.7.10)	20or21歳	米国で死亡
山口林之助	岩倉具親・従者	官費	滋賀	1851 (嘉永4)	21歳	18or19歳	?	?	
山本復一 (郎)	岩倉具親・従者	官費	京都・士族	1840 (天保11)	32歳	31or30歳	1912.7.4 (明治45)	70or71歳	1872.5.1 (明治5.3.24)
佐々木兵三	木戸孝允・従者	官費	?	?	?	?	?	?	?
坂井秀乃丞	大久保利通・従者	官費	?	?	?	?	?	?	?
高島米八	伊藤博文・従者	官費	福井	1857 (安政4)	15歳	13or14歳	1901.8 (明治34)	43or44歳	?
相良猪吉	山口尚芳・従者	官費	佐賀・士族	?	?	?	1900.5.9or10 (明治33)	?	1873.9.13or (明治6)
岩下長十郎	留学生	官費	鹿兒島・士族	1853 (嘉永6.10)	19歳	17or18歳	1880.8.10 (明治13)	27or28歳	
大久保彦之進 (利和)	留学生	私費	鹿兒島・士族	1859.8.5 (安政6.7.7)	13歳	12歳	1945.1.20 (昭和20)	85歳	
川村勇	留学生	私費	東京・士族	1859.5.10 (安政6.4.8)	13歳	12歳	1876.12.22 (明治9)	17歳	
牧野中熊 (陣圓)	留学生	私費	鹿兒島・士族	1861.11.24 [文久1.10.22]	11歳	10歳	1949.1.25 (昭和24)	87歳	
山崎伊三郎	留学生	私費	山口・士族	1858.2.6 (安政4.12.23)	14歳	13歳	1927.9.24 (昭和2)	69歳	
山口俊太郎	留学生	私費	佐賀・士族	1863 (文久3)	9歳	7or8歳	1923.10 (大正12)	59or60歳	

1 「従者」とは

まず、「従者」とは、どのように位置づけられる者を指して「従者」というのかを、明らかにしておこう。

1871年12月13日（明治4年11月2日）、太政官政府は次のように公布している³⁾。

十一月二日公布（※朱書）

- 一 今般欧米各国へ被遣候使節供連ノ儀大使ハ二人副使ハ一人宛現実召連候儀分ハ下等ヲ以テ船賃并船中賄料旅籠料ハ下賜支度料日当御手当金ハ不賜下其余書記理事官等ハ従者召連候儀ハ不相成候事
- 一 月給並旅費ノ儀ハ三ヶ月分当地ニテ取越相渡其余ハ彼地ニテ渡方致候積ニ付右ノ外当地ニテ立替金等渡方ノ儀ハ不相成候事

辛未十一月

太政官

この史料の前段にあるように、使節の「供連」・「従者」については、大使は2人、副使は1人ずつ連れていくことを認めるが、書記官・理事官等については「供連」・「従者」を連れて行くことは認めないというのである。そして、この「供連」・「従者」については、下等の「船賃」及び「船中賄料」それに「旅籠料」は支給するが、使節団員に支給する「支度料」と「日当」などの「御手当金」は支給しないというのであった。

換言すれば、岩倉具視大使は従者を2人、そして、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尚芳の4人の副使は従者を1人ずつ、計6人しか使節

2) 拙稿「岩倉使節団の従者と同航留学生」（『中央大学百周年記念論文集（法学部）』、1985年）。

3) 「欧米各国使節旅費渡方ノ儀伺」（『公文録・明治四年・第三百十巻・辛未十一月、大蔵省伺（一）』）。

団の「従者」は連れていくことができないということになる。

しかし、この太政官政府の「従者」枠の決定から3日後の1871年12月16日(明治4年11月5日)、岩倉具視大使から、以下の届出が外務省へ提出された⁴⁾。

今般使節ニ付随行人名左ノ通

岩倉具綱

右ハ嫡子ノ所此度随従トシテ召連候事

山本復一郎

右ハ家扶ニ御座候所此度召連候事

山口林之助

右ハ家従ニ御座候所此度召連米国ニューヨークエ留学為致候事

松方蘇介

右ハ鹿児島県士族ノ所此度随従トシテ召連候事

日置兵市

右ハ宇和島県士族ノ所此度随従トシテ召連候事

福井順三

右ハ木戸参議家従ノ所此度随従トシテ召連候事

高辻修長

右ハ辞職ノ上自費ヲ以テ随行願ノ通り被聞食候ニ付同航致候事

香川広安

前同断ノ事

右ノ通御届申候也

十一月五日

岩倉右大臣

外務省御中

4) 『日本外交文書』第4巻, 99頁～100頁。

この届出には「大使及副使ニ随従スヘキ人員届出ノ件」という表題が付されていることからすると、4人の副使からは何等の届出もなかったことになる。したがって、岩倉具視大使にのみ、2人とされた「供連」・「従者」を特別に8人連れていくことが許容されたということになる。

もっとも、岩倉大使について、政府決定枠外の「従者」増員が特別に考慮されているのは、上記8人のうち、香川広安・高辻修長などのように、正規の使節団員の選考から漏れたが、同行を実現するために、とりあえず大使「従者」の身分を取得したことにも依るであろうし、あるいは福井順三のように、その実質的職分が大使個人の身辺の世話というよりも、使節団員の健康管理ではあるものの、便宜的に「従者」とされているというように見ることもできる。

いずれにしてもこれで、大使は2人、副使は1人ずつという太政官政府の「従者」枠についての決定は、大使は8人、副使は1人ずつの計12人に改められたのであった。

ところで、いまだに使節団の「従者」は18人とされているが、その代表例が田中彰『岩倉使節団の歴史的研究』である。「従者」の内訳については、以下の通りとなっている⁵⁾。

○岩倉具視大使の従者 8人

岩倉具綱・高辻修長・香川広安（敬三）・山本復一郎（復一）
山口林之助（武良）・松方蘇助（介）・日置兵市（一）
福井順三

○木戸孝允副使の従者 1人

佐々兵三（佐々木兵三）

○大久保利通副使の従者 4人

5) 田中彰『岩倉使節団の歴史的研究』、岩波書店、2002年、334頁～336頁。なお、この「第二表 使節随従者」の付記には、拙稿について、「この論考では、大久保、牧野、岩下、山県、山口俊太郎、川村の六名は留学生とされている」と記されている。

大久保彦之進 (利和)・牧野伸熊 (伸顕)・岩下長十郎・
坂井秀之丞

○伊藤博文副使の従者 2人

山県亥三郎 (伊三郎)・高島米八

○山口尚芳副使の従者 3人

山口俊太郎・相良猪吉・川村勇

これによれば、「従者」は岩倉大使が8人、木戸副使が1人となっていて、太政官政府の認めた範囲の人数であるが、大久保副使は4人、伊藤副使は2人、山口副使は3人と、副使につき1人の「従者」枠を超えた人数となっているのである。

大久保・伊藤・山口の3副使の「従者」が認められた範囲の1人ずつであるとすると、大久保の従者4人のうち3人、伊藤は2人のうち1人、山口は3人のうち2人が「従者」ではなく、「留学生」ということになる。

それでは、大使・副使の従者とされている人びとについて、以下、検討してみよう

2 岩倉具視大使の「従者」

上記のように、岩倉具視大使は8人の「従者」を連れていくことが許容され、既定の下等の「船賃」及び「船中賄料」それに「旅籠料」がそれぞれ支給されたと思われる。もっとも、岩倉大使の「従者」8人のうちの高辻修長と香川広安 (敬三) の2人は自費の随従なので、「船賃」・「船中賄料」・「旅籠料」は支給されていないと思われる。

それでは、岩倉具視大使の8人の「従者」について、以下、見てみよう。岩倉具視大使の「従者」は、岩倉具綱・山本復一郎・山口林之助・松方蘇介・日置兵市・福井順三・高辻修長・香川広安 (敬三) の8人であった。

●岩倉具綱 生年 1841年6月3日

没年 1923年10月16日

岩倉具綱は、1841年6月3日（天保12年4月14日）、富小路政直の長男として生まれた。岩倉具視の長女増子と結婚し、岩倉姓となる。

岩倉具視大使の従者として渡米した岩倉具綱は、1872年5月5日＝明治5年3月28日付の岩倉具視宛大原重実書簡に「陳は賢息御儀御都合も被為有久保卿伊藤大輔と共に御帰朝にて去廿四日浜港御着船」とあるように⁶⁾、滞米2か月余で、条約改正問題で一時帰国する大久保利通・伊藤博文等とともに、1872年5月1日（明治5年3月24日）に帰国したのであった⁷⁾。

その後、1883（明治16）年7月20日に義父・岩倉具視が死去したため家督を継承するも、翌1884年（明治17）年7月7日、華族令施行と同日付で隠居し、家督を岩倉具視の実子（次男）である岩倉具定に譲った。その後、掌典長を長く務め、1915年（大正4年）に宮中顧問官となり、1923（大正12）年10月16日に、82歳で死去したのであった。

●山本復一 生年 1840年（天保11年）

没年 1912（明治45）年7月4日

山本復一（郎）は、1840年（天保11年）、本草学者山本榕室の子として生まれた。1867年（慶応3年）に岩倉具視の私設秘書となり、1871年（明治4年）、岩倉具視の従者として欧米に向かったことは、前述の通りである。しかし、前述の太原重実書簡には「賢息山本も御帰朝之上は御随従も御無人にて一入御淋敷御事且御不自由と恐察仕候」とも記されており、翌1872年5月1日（明治5年3月24日）、岩倉具綱とともに帰朝したことがわかる⁸⁾。そして直ちに、山本復一は、同年9月30日（同年8月28日）、太政官政府の10等出仕となって官途に就くのであった。その後、准奏任官として太政官

6) 『岩倉具視関係文書』第5巻、非売品、日本史籍協会、1931年、126頁。

7) 『太政類典』第2編、第88巻、外国交際31・諸官員差遣3。

8) 前掲、『岩倉具視関係文書』第5巻、126頁。

御用掛、修史館御用掛などを務める。この間、岩倉具視亡き後は、岩倉具視の「行状」取調の仕事に従事するも、1892（明治24）年3月31日に内閣属官を非職となり、1912（明治45）年7月4日に没したのであった⁹⁾。

●山口林之助（武良） 生年 1851年（嘉永4年）

没年 不明

岩倉具視の家従である山口林之助についてであるが、従者となる以前のことについては、情報が乏しく、ほとんど何もわからない。ただ、『本官勘合帳』に「未二十歳」とあることからすると¹⁰⁾、生年は1851年（嘉永4年）と思われる。前記の外務省への岩倉具視の届出には、山口林之助について「右ハ家従ニ御坐候所此度召連米国ニューヨークエ留学為致候事」とあり、岩倉具視は山口林之助をニューヨークで留学させる見込であったが、1872年8月22日＝明治5年7月19日付の家族宛岩倉具視書簡によれば「山口林之助も英国ニ而留学申聞候心得也跡ハ福井と日置とみ候ハハ十分ニ候」とあり¹¹⁾、アメリカではなく、イギリスで留学させようという考えに変わったことがわかる。しかし実際には、1872年12月5日＝明治5年11月5日付の家族宛岩倉具視書簡に「山口林之助在英ニ而決し置候所日置事足痛の持病阿りてと可くさし支へ候より当人見込願立の旨も御座候てかたかたつ連回り一旦日本迄供致し候事ニ決シ候語学ハよ不と出来候まま野口ニも悦ひ候様御申入尤半日ツ、勤め候極りニて兩人共ニ半日ツ、ハ師をとり稽古致し候事ニ候」とあるように、岩倉具視大使に随従して帰国することになったのであった。そして、帰国した山口林之助は、上記『本官勘合帳』によれば、渡航免状を「明治六年十月三日返納」したのであった。

9) 大植四郎『国民過去帳 明治之巻』、尚古房、1935年、1258頁。

10) 外務省記録『本官勘合帳 外国官一号』。なお、「小野一雄のルーツ」(https://kazu1947.livedoor.blog/archives/cat_103984.html) に、写真版が掲載されている。

11) 『岩倉具視関係文書』第2巻、非売品、日本史籍協会、1929年、194頁。

ところで、岩倉使節団が欧米に旅立ってから30年が過ぎた1902（明治35）年3月20日、華族会館において「三十年の星霜を経過し往事茫茫夢の如く坐に追懐の情に堪へすとて当時の同行者たる鍋島直大侯、東久世伯等十余名發起となり一昨二十日華族会館に於て紀年の宴会」が開かれたが¹²⁾、その参会者の中に山口武良なる人物がいる。使節団関係者の中で、山口姓の者は山口尚芳・山口俊太郎・山口林之助の3人しかいないので、この山口武良が山口林之助と同一人物であることは間違いない。また、山口武良が「私ハ岩倉公に附いて参つた一人で、其頃ハまだ子供でしたから公迎のことハ一向存じません」と語っていることよりして、山口武良が山口林之助であることは明らかであろう¹³⁾。

山口林之助こと山口武良は、1877（明治10）年5月から1891（明治24）年6月までの職員録（文部省）にその名を留めている。1891（明治24）年10月の職員録（文部省）にはその名がないので、「文部省・総務局・記録課・属三等下」の地位を最後に退職したと思われる。その後の経歴は未詳で、没年も明らかではない。

●松方蘇介（蘇助・正男） 生年 1850年（嘉永3年）

没年 1872年8月13日（明治5年7月10日）

松方蘇介（助）は、1850年（嘉永3年）、松方正義の兄である松方正易の長男として生まれた。本名は正男である。『公爵松方正義伝』乾巻には、次のように、記されている¹⁴⁾。

12) 『読売新聞』、明治35年3月22日付、第8888号。

13) 『読売新聞』、明治35年4月10日付、第8907号。

14) 徳富猪一郎編『松方正義伝』乾巻、公爵松方正義公伝記発行所、1935年、13頁～14頁。松方蘇介は明治5年7月10日に23歳で亡くなったのであるが、当時の年齢は数え年で表記されているので、逆算すると嘉永3年（1850年）生まれとなる。

慶応三年。十七歳。一番小隊分隊長。如京都。明治元年正月三日鳥羽伏見之役奮戦破幕軍。五月十五日戦江戸東叡山。而中銃丸負傷八月二十三日攻若松城。進逼城門被銃創。咽喉之間大傷。乃入東京病院療養。二年四月帰国。既而又七番小隊半隊長如東。兵馬已平。仍乞暇如静岡求師讀書。須臾有藩命。再帰国。然患学業未成。更乞暇如東京。明治四年十一月扈從岩倉具視卿。航于米國。特得卿之許諾而留其地。入学校勉強不懈。明治五年七月十日以病客死。享年二十三。

祖父の松田善藏と妻の袈裟子は松方家に夫婦養子に入り、後に子供らを松方家に残し松田姓に戻ったといわれている¹⁵⁾。

岩倉具視の従者として出発した松方蘇介は、アメリカに到着した直後の1872年3月1日(明治5年1月22日)、アメリカ留学を申し渡される¹⁶⁾。

「大使公信」第3号は、次のように、伝えている¹⁷⁾。

一錦小路頼言自費ヲ以留学相願罷越候処見込モ有之当国留学公費支給之積申渡候岩倉隨從鹿児島県士族松方蘇介モ同様申渡候間其段文部省大蔵省へ御沙汰有之候様仕度存候

そして、この岩倉具視大使らの公信を受け取った太政官政府は、1872年3月10日(明治5年2月2日)、文部・大蔵両省へ以下の通り達している¹⁸⁾。

特命全權大使隨從鹿児島県士族松方蘇介米國留学公費支給ノ儀申渡候旨同使ヨリ申來候付此段相達候也

15) 谷山市役所『谷山史誌』, 1967年, 1172頁。

16) 「官員生徒拜令表」(『日本外交文書』第5巻, 82頁)。

17) 「大使公信」第3号(『大使書類』)。

18) 『太政類典』, 第2編, 第248巻, 学制6, 生徒3止。

こうして、1872年3月7日（明治5年1月28日）より1か年千弗の学費が支給される官費留学生となった松方蘇介であったが、不運にも結核に冒され、23歳（数え年）の若さで、1872年8月13日（明治5年7月10日）、コネチカット州ファーミントンで¹⁹⁾、病没するのであった。その墓は、ニュージャージー州ニューブランズウィック市のウイロークロップ墓地にあり、現在修復された墓碑には、「KOSUKE MATSUKATA AUG. 13 1872」と刻まれているのであった²⁰⁾。

●日置兵市（一） 生年 1851年（嘉永4年）
没年 不明

日置兵市（一）は1851年（嘉永4年）に生まれた²¹⁾。日置兵市の別名が渡邊兵市であることは、以下の通り、伊予宇和島藩知事伊達宗徳から提出された明治新政府への伺からわかる²²⁾。

渡邊兵市

当時

卒

日置兵市

右之者慶応三卯年春長崎ヨリ英国スコットランド之内アーテント申処
之学校ニテ英学修行仕先般致歸著候処格別上達致シ候間今度其身限士
之列ニ扱ヒ申度此段相伺候以上

庚午十二月二十一日

宇和島藩主伊達宗徳

19) 宮永孝「東郷平八郎の英文日記」（法政大学社会学部学会『社会志林』第48巻、第2号、2001年、注113、75頁）。

20) 関克久「名門ラトガースに学んだ若き獅子たち」（『JTBの旅のエスプリ』Vol. 7、<https://blog.looktour.net/matsudaira/>）。

21) 渡邊兵一（日置兵一）は、前掲『本官勘合帳 外国官一号』・「第十五号」によれば、「已歳十九」とあるので、逆算すると嘉永4年（1851年）が生年となる。

22) 『公文録』、第152巻、「宇和島藩伺（一）」。

弁官 御中

日置兵市こと渡邊兵市が英国に留学することになった経緯については、次のように、指摘されている²³⁾。

同（慶応）元年正月27日、宇和島袋町1丁目道後屋兵一（彦兵衛弟、15歳）は、本町1丁目近江屋恒三郎とともに、英学修行のため長崎に行き、藩から年金38両を支給された。（中略）、同3年9月頃、兵一（17歳）は英商コロウルに随従して長崎からスコットランドに行った。明治2年3月10日、伊達宗徳家来渡邊兵一（当年19歳）は現在スコットランド滞在中と新政府外国官に届けられている。同3年7月8日、外務省は兵一の留学旅費手当の支給について藩に問い合わせているが、同月13日には帰朝の報告がなされている。

さらにまた、以下のような指摘もなされている²⁴⁾。

愛媛県史によれば、愛媛県で最初の海外渡航者として記録がある人に宇和島藩の人日置兵市（ひおきへいいち）（後、渡辺兵一）がいる。彼は慶応2年に幕府が海外渡航を解禁したとき、愛媛県から海外渡航者第一号として明治3年までスコットランドのシャノンリーハイスクールに留学、英国商人コロウルに随従したものとして、成績優秀で奨学金を受けており、帰国後は士分に取り立てられている。彼の旅券（印章）には明治2年の第15番、外国官知事伊達中納言名で下付追給されている

23) 三好昌文「幕末期宇和島藩の動向（12）」（『松山大学論集』第12巻、第5号、2000年、264頁。

24) 山口隆史「宇和島港の『みなと文化』」（みなと文化研究事業—港別みなと文化アーカイブズ、<https://www.wave.or.jp/minatobunka/archives/writer.php?no=95&id=1>）。

る。

このように、日置兵市こと渡邊兵市は、1867年（慶応3年）から1870年（明治3年）まで、スコットランドのアバdeen・グラマースクールで英語を学び²⁵⁾、帰国したのであった。

ところで、岩倉具視大使の従者として使節団とともに出発し、1873（明治6）年9月13日に帰国した日置兵市のその後についてであるが、1875（明治8）年11月の『官員録』を見ると、工部省鉦山寮の10等出仕に「エヒメ日置通治」なる人物の名がある。この日置通治なる人物は、1878（明治11）年7月の『明治官員録』でも「工部省鉦山局五等属」としてその名が載っているが、同年12月の『改正官員録』を見ると、「工部省鉦山局四等属」として「愛媛 日置兵一」の名が見える。とすれば、さきの「日置通治」は「日置兵一」と同一人物であると見てよいであろう。そして、日置兵一は、1883（明治16）年9月まで「工部省鉦山局四等属」として『改正官員録』に登載されていくが、1884（明治17）年の『改正官員録』では、「工部省・鉦山局・非職員・四等属・日置兵一」と記載されていて、非職となったことがわかる。

その後の日置兵市については、管見の限り、何もわからないし、没年も不明である。

- 福井順三（松井順三） 生没年 不明
- 高辻修長 生年 1840年12月22日（天保11年11月29日）
没年 1921（大正10）年6月20日
- 香川敬三 生年 1839年12月20日（天保10年11月15日）
没年 1915（大正4）年3月18日

岩倉具視大使の従者である残りの福井順三・高辻修長・香川敬三の3人

25) 前掲、三好昌文「幕末期宇和島藩の動向（12）」、272頁。

については、拙稿「岩倉使節団出発後の追加メンバー」で取り上げ、詳述しているの、そちらを参照してほしい²⁶⁾。

3 木戸孝允副使の「従者」

木戸孝允副使の従者は、1人しかおらず、それが佐々木兵三であった。

- 佐々木兵三 生年 不明
没年 不明

佐々木兵三については、管見の限りではあるが、何もわかっていないのが現状である。

ともあれ1872年6月18日(明治5年5月12日)に、サラトガからボストンに到着した使節団一行の中に、従者として、Klaitchi Hiki(日置兵市)、Rennaki Tamagutsi(山口林之助)、Kiso Sasaki(佐々木兵三)、Ikitchi Sagara(相良猪吉)らがいると報じられていて²⁷⁾、佐々木兵三が従者として同航出発していることは、間違いないと言えるであろう。

また、『木戸孝允日記』第二を見ると、明治5年3月3日の条に「同三日 晴パーソン読本二冊を贈る夜与佐々木近方を散歩す」とあり²⁸⁾、そして、3月14日の条には「同十四日 晴朝ラペチャーパークを佐々木と散歩し」とある²⁹⁾。また、6月21日の条にも「同廿一日 晴朝大使の室におゐて寺嶋英国の先行せしに付御国書云々爾他英国の都合を論せり十一字頃より寺嶋杉浦佐々木とカピタルに至る」とあり³⁰⁾、これらの条にある「佐々木」が、

26) 拙稿「岩倉使節団出発後の追加メンバーについて(一)」および「同上(二・完)」(中央大学法学会『法学新報』, 第128巻, 第3・4合併号および同右, 第5・6合併号, 2021年)。

27) “BOSUTON POST” June. 18, 1872 page 3.

28) 『木戸孝允日記』第二, 非売品, 木戸侯爵家蔵版, 156頁。

29) 同上, 161頁。

佐々木兵三のことであるかもしれない。

ところで、木戸の従者について、『太政類典』第88巻には、以下の記述がある³¹⁾。

左院議案 財務課主査

(中略)

木戸孝允従者池田道三随行中賄代過渡ノ分取立方云々ノ儀ハ従者ノ儀ニ付政府ニ於テ御処分可相成筋無之本人へ被下候賄代ハ則木戸孝允へ賜り候賄代ノ内ニ籠り候筈ニ付右過渡ノ分木戸孝允ヨリ償還相成至当ノ筋ト存候因テ左ニ御指令按ヲ草シ此段上申候也

伺ノ趣岩倉大使一行ノ面々欧米各国ニ於テ拝借金及ヒバンク破産ニ罹リ拝借金返納ノ儀聞届候尤バンク破産ニ付各員損失高ノ内公費金差引更ニ可賜金額ハ本人拝借ノ内へ返償ノ積リニ可取計且木戸孝允従者池田道三随行中賄代過渡ノ分ハ本人政府直管ノ者ニ無之候間木戸孝允へ償還ノ儀可相達事 三月廿三日

この史料では、池田道三が木戸孝允の従者であると記されている。とすれば、池田道三と佐々木兵三は同一人物なのであろうか。

しかし、池田道三は、『航海人明細鑑3』では、「池田道三 深津県士族 英人プラントンへ附属随員 自(費) 壬申三月 廿五(歳)」とあり、また、『本官勘合帳 外国官一号』には、「第八十四号 英 元福山県士族・池田道三・申二十四才 申三月十日渡 六年八月廿二日返納」とある。従って、池田道三は、佐々木兵三とは別人であると見てよいであろう。

30) 同上、203頁。

31) 『太政類典』、第88巻、第2編、第2類、外国交際31・諸官員差遣3。なお、拙稿「岩倉使節団の従者と同航留学生に関する追考」(中央大学法学会『法学新報』第104巻、第1号、56頁～58頁)を参照。

そこで、『木戸孝允日記』第二を見てみると、以下の日付の条に池田道三らしき人物のことが、記されている。

◇明治5年8月20日の条

「曇池田道蔵（*ミチゾウと読めば道三のことか？）の宿に至り御国状を認む」

◇明治5年8月27日の条

「五字半宿に帰る無間与池田近傍を散歩し六字過に歸り……」

◇明治5年9月8日の条

「○東久世香川高述（辻）池田などに昨日車中に面会し今日こゝに来れり宮内連当年に帰朝の都合なりと……」

◇明治5年10月16日の条

「今朝ブランドンと約あり彼の宅に至る宅はバルハム也同人来て伴ひ帰れり林と池田とを同行す十字過歸宿又池田と散歩す」

◇明治5年10月18日の条

「二字頃より池田と市中を散歩しギホンス、エン、ホワイトに至る」

◇明治5年10月27日の条

「四字過より与池田至于市中六時過歸宿」

◇明治5年10月30日の条

「晴又雨佐々木司法平賀肥田田中長与来訪二字より田中戸籍河治赤松福井とブランドンに至る三字半着せり富田平原来てローヤルアルヒランホテルに案内す于時諸室満客不止得池田一人をこゝにとゞめ近傍のボーデンハウスに至り皆泊す」

◇明治5年11月1日の条

「赤松池田等ステーションに於て不図馬車中に田中文部長与等会合せり実に一奇事と可云」

これらの記述にある「池田」は、「池田道三」のことであるかもしれな

いし、あるいは「池田寛治」4等書記官のことであるかもしれない。

いずれにしろ、「木戸孝允従者池田道三」という『太政類典』の記述があるとするれば、どのように理解すればよいのであろうか。

副使の「従者」は1人しか認められないということを考え合わせると、「佐々木兵三」が何らかの理由で「従者」身分を離れ、新たに「池田道三」が木戸孝允の「従者」身分を取得したと推定するのが、妥当な理解ということになるであろう。

木戸孝允の「従者」は、出発時は佐々木兵三であるが、その後おそらくはイギリスで新たに池田道三が「従者」となったのであろう。

4 大久保利通副使の「従者」

大久保副使の従者とされているのは、大久保彦之進（利和）・牧野伸熊（伸顕）・岩下長十郎・坂井秀之丞の4人であった。

- 大久保彦之進（利和） 生年 1859年8月5日（安政6年7月7日）
没年 1945（昭和20）年1月20日
- 牧野伸熊（伸顕） 生年 1861年11月24日（文久元年10月22日）
没年 1949（昭和24）年1月25日

大久保利通の長男である大久保彦之進、次男である牧野伸熊は、以下の「彦之進・伸熊留学に関する願書」（『大久保利通文書』）で明らかのように、私費留学生である³²⁾。

仏国留学免許

利通男 大久保彦之進

利通厄介 牧野伸熊

右者都合有之米国江留学為致度奉存候間転学之儀御許容被下度依之文

32) 『大久保利通文書』第4巻、非売品、大久保家蔵版、419頁～420頁。

部省免状相添此段相願候

二月三日

大久保利通

○

別紙大久保副使願之通御許容相成可然存候依之申渡案文相添及御回達候以上

二月三日

木戸孝允

○

大久保彦之進

牧野伸熊

米國江転学之儀免許候事

壬申二月

特命全権使節

そして、この史料について、以下の解説が付されている。

[解説] 利通ハ渡米ニ際シテ長男彦之進（利和）次男伸熊（伸顕）ヲ同行留学セシメタルナリ文部省免状トアルハ当時留学生ノ規則トシテソノ官費生タルト私費生タルトヲ問ハス海外勉強希望ノ者ハ文部省ニ允請シテ許可状ヲ得ヘク梅檀ニ渡航スルコト能ハサリシナリ是月九日付大使ヨリ政府ヘノ公信ニモ「大久保利通男大久保彦之進鹿児島県土族牧野伸熊仏学留学被仰付居候処当国江転学申渡候是又文部省江御達有之度候」ト見ユ

以上から、大久保彦之進・牧野伸熊は、大久保利通の従者ではなく、私費留学生であったことが明らかになったといえるであろう。

●岩下長十郎 生年 1853年（嘉永6年）

没年 1880（明治13）年8月10日

次に岩下長十郎である。岩下長十郎が官費留学生であったことは、拙稿

で明らかにしておいたが³³⁾、ここでは、以下の史料を取り上げておこう³⁴⁾。

岩下長十郎へ達
仏国留学申付候事
中江篤助 河内宗一へ達 各通
律学修行トシテ仏国へ差遣サル

岩下長十郎が仏国への官費留学生であることは明らかであろう。

大久保彦之進・牧野伸熊・岩下長十郎の3人が明らかに留学生であったとすると、残りの1人すなわち坂井秀之丞こそが大久保副使の「従者」なのであると推定できるであろう。

●坂井秀之丞 生年 不明
没年 不明

坂井秀之丞については、拙稿「岩倉使節団の従者と同航留学生に関する追考」で取り上げておいたように³⁵⁾、以下の1872年1月21日＝明治4年12月12日付大久保書簡の追伸で述べられている「酒井」のことであろうと指摘しておいた³⁶⁾。

当分旅宿ハ「カランドホテル」ト申テ、当所一番之宿やにて五階有之、

33) 前掲、拙稿「岩倉使節団出発後の追加メンバーについて（一）」（中央大学法学会『法学新報』第128巻、第4・5合併号、2021年）。

34) 『太政類典』第248巻、学制6・生徒3。

35) 拙稿「岩倉使節団の従者と同航留学生に関する追考」（中央大学法学会『法学新報』第104巻、第1号）。

36) 鹿児島兼歴史資料センター黎明館編『鹿児島兼史料 大久保利通史料一』、1988年、231頁～232頁。

六七百人ノ御客ニ而候、そのけつこふなる事ハ詠ニも筆にも尽くされず候

酒井事ハ腫物ニ而よろしく無之かへし申候、ひへの煩ひとみえ、こちらでハよほときらひ候故、いたし方無之候、岩下さんかいるゆへ何も不自由之事ハ無之あんしられましく事

坂井秀之丞については、これ以上のことは未詳である。

5 伊藤博文副使の「従者」

伊藤副使の従者とされているのは、山県伊三郎と高島米八の2人である。

- 高島米八 生年 1857年(安政4年)
没年 1901(明治34)年8月

まず、高島米八であるが、『孝子伊藤公』には、以下の史料が収録されている³⁷⁾。

高島多米治君ノ話ニヨレバ父源四郎氏ガ米八ヲ藤公ニ依托シタルハ其十一歳ノ時ナリ公ハ余リノ少年ナレバ之ヲ辞サレ死デモシテハト云ヒシニ源四郎ハ死シテモ厭ハズトテ強テ托シタ公ガ東京移転後ハ米国行ナドモアリシ為メ米八ハ山尾庸三子爵ノ家ニ托サレ公ノ副使時代ニ連ラレテ米国ニ行キ留学三年計リニシテ帰朝シ工部大学ニ入りテ鉱山学ヲ脩メ卒業ノ後チ最初ハ政府ノ鉱山ニ後ニハ古河ノ鉱山ニ技師タリシガ明治三十四年八月不幸短命ニシテ死セリト云フ左ノ二書ハ高島家ノ所蔵ニシテ越前福井高島源四郎ニ宛テタルモノ公ガ善ク一諾ヲ重ンゼラレシ氣風ヲモ見ルベケレバ茲ニ取ム

37) 末松謙澄『孝子伊藤公』博文館、1910年、補遺2頁。

高島米八は、父の高島源四郎によって11歳の時に伊藤博文に預けられた。伊藤は一旦「死デモシテハ」と断ったものの、源四郎はそれでも構わないと強引に米八を伊藤博文に「依托」したというのである。

引用文末の「左ノ二書」とは、以下の通り、伊藤博文が高島源四郎に宛てた二通の書簡のことである³⁸⁾。

（其一）（明治元年）

芳簡拝誦追々寒威相募候処御満堂益々御機嫌克御起臥可被成珍重奉存候然者此度御尊嫡子米八殿御差越尚御示諭之趣委曲承諾仕候不肖之小生工御依托被下午不及精々御教育可申候間聊御懸念被下間敷写真壺枚御尊嫡ト共ニ写取入貴覧申候間御満家中へ御見セ御一笑可被下候洋酒三瓶ハ乍輕微致進呈候御頼之品々不殘相調不申不惡御聞濟可被成下候先ハ貴酬マテ勿々申上候頓首再拜

十一月十六日

尚々結構之御品数々頂戴幾重ニモ難有奉拝謝候也

（其二）（明治四年）

逐々寒威相加候処先以御満堂様御安泰可被成御起臥欣躍此事ニ御座候貴息米八殿勤学益々勉強既ニ昨年ヨリ小生友人へ相托洋学ニ従事為仕置候処塾中少年中ニテモ屈指之一人ニテ将来屹度其大成ヲ期申居候ニ付幸此度小生特命全権副使被仰付欧米各洲へ罷越候ニ付召連都合ニ寄兩三年モ為致留学申度就テハ一応御相談之上取計申度心得ニ御座候へ共発程前最早余日モ無之不得止此段為御知申置召連罷越候間決而御懸念被成下間布尚詳細明年帰朝之上可申上為其一書進呈勿々頓首再拜

十一月七日

38) 同上、補遺2頁～3頁。この明治元年の高島源四郎宛伊藤博文書翰により、高島米八は明治元年に伊藤博文に「依托」されたとある。この時高島米八が11歳であるとすれば、生年は安政4年ということになる。

二通目の書簡によれば、伊藤博文が特命全権副使として欧米に出発するに際して、高島米八を召し連れていくことを父の源四郎に伝えている。横浜出発前の慌ただしい最中、相談する余裕もなかったことをものがたっているといえよう。

ちなみに、最初の引用史料の語り手の高島多米治については、次のように記されている³⁹⁾。

高島ハ齒科医高島多米次なり越前人高島米八とて兵庫時代に公の書生となり米国にも随行した人であつて其人は既に久しき以前に死亡した其弟であつて十六年間も米国で齒科を勉強して好評あり此時帰国の志あり公は其兄の旧誼をも思ひ出て随行を許したのである

以上の史料内容から見て、高島米八が伊藤博文の「従者」であったことは、ほぼ間違いないと思われる。

●山県伊三郎 生年 1858年2月6日（安政4年12月23日）
没年 1927（昭和2）年9月24日

それでは、伊藤博文の「従者」とされているもう1人の山県亥三郎（伊三郎）は、どうであろうか。

山県亥三郎（伊三郎）については、以下の史料があることがわかった。

第八百八十五号

各位愈以無御別義御奉職可被為在欣賀此事ニ御座候弟義都合相替候義も無御座候間乍憚御放心可下候

一米国陸軍政務書一冊同三兵多古知幾差送申候間御取手可下候

一山口県山県太輔^{ママ}山県伊三郎当地ニ而兵学生申付普国迄差遣申候間此

39) 同上, 341頁。

段申進候

一別封大阪鎮台江之書状乍御手数早々御届被下度御頼仕候
右要事計草々頓首

二月十日

陸軍少将山田顕義

兵部省 御中

尚又シヒルロー三冊同断御落手可下候

この史料は、ワシントン到着後の1872年3月18日（明治5年2月10日）、兵部省理事官山田顕義から兵部省に宛てた書簡である。

これによれば、山県伊三郎は、兵部省理事官山田顕義から、兵部省の「兵学生」に任命されたことがわかる。

もっとも、渡米から僅か2か月余しか経たないうちに、山県伊三郎が「兵学生」になったからといって、山県伊三郎が伊藤博文の「従者」ではなく、私費留学生であったとは、まだ言えないかもしれない。

山県伊三郎の伝記である『素空山県公伝』には、「当時、品川は独逸文明の現状を目撃し、深く感ずる所あり。書を老公に贈りて、公の歐洲遊学を勧告する所ありしかば、老公其の勧告を容れ、伊藤に囑し、公をして之が随行員として留学するを得せしめたり」と記されていて、伊藤博文の「随行員」すなわち「従者」であったようにも受けとれるからである⁴⁰⁾。

しかし、理事官山田顕義が渡仏するや、山県有朋に送った書中に「伊三郎独逸に在りて軍事を研究するも、自費にては、困難なるべければ、官費を給することに努力せん」とあり、やはり私費留学生であったことを窺わせる⁴¹⁾。

また、『日本外交文書』にある「官員生徒拜令表」には、山県伊三郎の任命の件はまったく記されていない⁴²⁾。「官員生徒拜令表」は、正院が、

40) 徳富猪一郎編述『素空山県公伝』、山雀侯爵伝記編纂会、1929年、34頁。

41) 同上、35頁。

42) 『日本外交文書』第5巻、82頁～83頁。

大使・副詞に対して、「本朝公信」第20号、東京発1872年6月2日＝明治5年4月27日付で、使節団員の追加・「従者」の留学生への身分変更・留学生の留学先変更・私費留学生の官費留学生への採用などについて、発令月日の正確な報告を求めたのに対して、大使・副詞が、その求めに応じて正院に、「大使公信」第12号、ロンドン発・1872年8月21日＝明治5年7月18日付をもって、報告したものである。

岩倉具視大使「従者」の松方蘇介が、米国留学生へとその身分が変更されているように、もしも、山県伊三郎が伊藤博文の「従者」であったとすれば、「兵学生」として「普国」への留学も記されていなければならないのに、そのことが記されていないのは、山県伊三郎が、最初から私費留学生であったからと見るのが至当であろう。

また、石附実『近代日本の海外留学史』においても、山県伊三郎は、明治4年にドイツへの私費留学生としてリストアップされてもいるのである⁴³⁾。

やはり、山県伊三郎は、伊藤博文の「従者」ではなく、私費留学生であったのである。これで伊藤博文の「従者」は高島米八1人であるということになり、副使の「従者」は1人という枠内におさまるのであった。

6 山口尚芳副使の「従者」

山口尚芳副使の「従者」であるとされているのは、山口俊太郎・相良猪吉・川村勇の3人であった。

- 山口俊太郎 生年 1863年(文久3年)
没年 1923(大正12)年10月

最初に、山口俊太郎についてであるが、山口俊太郎は山口尚芳副使の長

43) 石附実『近代日本の海外留学史』、ミネルヴァ書房、1972年、337頁。

男である。山口俊太郎は満8歳になったばかりで使節団に同行した。父の山口尚芳が大隈重信に宛てた以下の1872年8月21日＝明治5年7月18日付書簡には、俊太郎のことが次のように記されている⁴⁴⁾。

僕小童俊太郎には三月より香月桂五郎へ附属当国江差遣し置き三ヶ月計り入校罷在候由。小童は可恐、一と通言語にも相通し僕にも通弁を頼み候位、遺憾千万嗚呼老たり歎息に不堪。言語には纔か九歳之小児に中野中山も閉口罷在候。後生之進歩可知々々。

この書簡によれば、山口俊太郎は香月桂五郎（※経五郎の誤り）に「附属」し、「当国」すなわちイギリスの学校（小学校と思われる）に入学したというのである。

香月経五郎は、1869年（明治2年）に大学南校に入り、翌年に文部省選抜の海外留学生として渡米した。岩倉使節団の同航留学生として、旧藩主鍋島直大が米国にくと、香月経五郎は「傳役の選に当り、又大使一行の為に斡旋の勞を執り、其処置一一機宜に適し、かば、大使大に之を称揚し、才名一時に喧伝せり」と言われている人物であった⁴⁵⁾。香月経五郎は鍋島直大とともに渡英し、オックスフォード大学に入ったが、その渡英の際に、山口俊太郎を伴っていたと思われるのである。

山口俊太郎が私費留学生であったとすれば、それも納得がいくのである。

また、伊藤博文の「従者」とされていた山県伊三郎と同様に、山口俊太郎のことも「官員生徒拜令表」には記されていない一方、『近代日本の海外留学史』においては、山口俊太郎は、明治4年にアメリカへの私費留学生としてリストアップされてもいる⁴⁶⁾。

44) 『大隈重信関係文書』第10巻、みすず書房、2014年、366頁。

45) 的野半介『江藤南白』下巻、原書房（明治百年史叢書・第80巻）、1968年、附録102頁～103頁。

46) 前掲、石附実『近代日本の海外留学史』、337頁。

まさしく、山口俊太郎は山口尚芳副使の「従者」としてではなく、「私費留学生」として使節団に同行したといえる。

●川村勇 生年 1859年5月10日(安政6年4月8日)
没年 1876(明治9)年12月22日

次に、川村勇についてである。川村勇は、1859年5月10日(安政6年4月8日)の生まれなので、満12歳で使節団に同行したのであった。

当時は中弁務使であった森有礼が、1872年7月24日(明治5年6月19日)、川村勇の父の川村正平に宛てた書簡には、以下の内容が記されている⁴⁷⁾。

前々并ニ前便ヨリ被投候両貴翰拝読賢息勇君留学之事ニ付別而御配慮縷々御頼托之趣領承候未タ嘗て拝面越不得候得共托命之儀勇君性才之奇ニ或ノミ好て其托ニ応ス殊ニ木村大儀見両氏米幣百元之□慮外山大島等ノ如キ勇君之好友数輩□□□則去ル十二日当府ミシガン州内アンアボアと申ス地ニアル有名之一大学校辺外山も留学之所ニ被越候尤外山何も被引受万々都合至而且宜しく且ツ学費金者三百五拾ドル可前便御廻シ之四百元有之候故今ヨリ一ヶ年半乃至二ヶ年之間者支障無之と存候間御安心折角奇才大成御案堵可被成候 拝具

壬申六月十九日

米国首府 森有礼

日本首府 川村松平君

この森有礼の書翰によれば、森有礼とともに1870年(明治3年)に渡米した外山正一が川村勇の面倒を見ていたことがわかる、外山正一は、外務省外務権大録であったが辞職し、奨学金を得てミシガン州アナーバー・ハイスクールに入校した。それで、川村勇もアナーバーに行くことになった

47) 国立国会図書館所蔵、『川村正平関係文書』No. 410。

のである。川村勇の学費金についても、350ドル程必要であるが、父の川村正平が用意した400元があるので、1年半乃至2年間は支障なく勉学できると、森有礼は伝えているのであった。

この森有礼の書簡から、川村勇は「私費留学生」であって「従者」ではなかったと、まだ言えないのであるが、しかし、前述の「官員生徒拝令表」に川村勇に関する身分変更の記載がないこと、また、『近代日本の海外留学史』において、川村勇はアメリカへの留学生としてリストアップされていることからして、川村勇は「従者」ではなく、「私費留学生」であったと見るのが至当であろう⁴⁸⁾。

山口尚芳の「従者」とされている3人すなわち山口俊太郎・川村勇・相良猪吉のうち前者の2人が私費留学生であるとすれば、残る相良猪吉が副使に認められた1人の「従者」ということになる。

●相良猪吉（剛造） 生年 不明

没年 1900（明治33）年5月9日or10日

相良猪吉については、管見の限り、きわめて情報が乏しい。ただ、山口尚芳副使が回覧中に大隈重信に宛てた書簡には、度々「相良氏」という人物が登場するので、この「相良氏」が相良猪吉を指していると思われる。

以下は、書簡からの抜萃である。

《サンフランシスコ発・1872年1月30日＝明治4年12月21日付書簡》⁴⁹⁾

相良氏船中無恙到着、然処御同人事両三ヶ年前より御眼病有之候趣に而不時に発起御悩み、左の方は至極近爾してならては相見へ不申由、誠に氣之毒之到りに候。右に付而は向き々御学問之義如何可有之歟と掛念仕候。委細之義は真寄より御聞取り可被下候。

48) 前掲、石附実『近代日本の海外留学史』、317頁。

49) 前掲、『大隈重信関係文書』第10巻、357頁。

《ワシントン発・1872年3月17日＝明治5年2月9日付書翰》⁵⁰⁾

相良氏御眼氣之義に付先便書状并真崎に而御承知被下候事と奉存候。右に付苦慮する所も有之候得共兎に角欧州迄同行之積に罷在、殊に御同人にも当今は病苦丈は相減し候由。幸今の節大久保伊藤帰朝に付留学被命候様両氏江周旋之義堅く御頼談に相成居度、勿論僕よりも大使始め江請願可仕心得罷在候得共、御国元発途前生徒之義に付而は厳密之取調且御規則等之御指図振りも有之容易に取計難き事情も有之候間、閣下より両氏へ御一言御頼談相成居候得は別而都合宜敷有之候間無間違御発言奉希候。相良氏は閣下之御甥子なる事は大使始め一統承知に相成居候間、是非両氏に堅く御談之義御忘れ有之間敷千萬所願する所なり。

《ロンドン発・1872年8月21日＝明治5年7月18日付書簡》⁵¹⁾

別啓相良君にも米国已来御無異御消光相成候間御安心被成下度、御同人御賢母様にも御在府之由可然御鳳声可被下候。御同人御学業に付而旅中なからも御勉勵相成候様心遣致度千萬奉存候得共僕には奔走方に而余間を不得、兎角空日を御送り相成折節は忠告を加へ候得共、旅中と申し日々奇変奇異之経過に候得は論上之通にも難參御学業御進歩に到らざるは痛心罷在候。

《ロンドン発・1872年10月1日＝明治5年8月29日付書翰》⁵²⁾

別啓 相良君義先度より申上候通左眼十年以前怪俄有之候由に而尔来其俣被差置、当国医師之經查ニ掛且幸伊藤玄伯も參り懸り兩人之試験を経候処左眼は全く不相見由、終に右眼にも伝遷候旨兩人とも申聞候に付今の節加養中に候。伊藤申聞候には、学業勉勵之義は深掛念候旨

50) 同上、360頁。

51) 同上、366頁。

52) 同右、370頁。

申聞候に付其所置に可仕心得に罷在候。英国着已来候従行を離れ御国生徒と同宿眼療と語学御稽古相成候様取計置候。最も語学は日に壹字式字に不過様医師申聞け其規則に而御出精相成候事。

《ロンドン発・1872年11月14日＝明治5年10月14日付書簡》⁵³⁾

相良様にも着英已来は旧知事公御住所近傍御越御勉励に候。御眼病も御養生相成、當時は余程快復御讀書にも格別相障り候義無之趣御安心可被下候。

《ロンドン発・1872年12月6日＝明治5年11月6日付書簡》⁵⁴⁾

相良氏眼病之義も英着直に中島秀五郎旅宿へ御引き移り御加養側ら語学稽古御始め、眼気も追々快愉御学業にも格別故障無之趣先々御仕合、右に付而は（※原史料では「原」か？）則より英国江御滞り相成候様仕度存意に而、僕随員代自費之生徒等無之哉と探索候得共其の人を不得、欧州大陸回国中御同人随行相願候外手段無之、尤御学業は御懈り無之様僕朝夕御手伝可仕含に罷在候。

《ロンドン発・1872年12月＝明治5年11月付書簡》⁵⁵⁾

扱相良氏進退之義本書には欧洲回国中従行相願候様相認め置候処、節角只今御勉強にも相成候半に付御滞英相成候様取計置候。惣而御学業之義は決旧知事公御同様伝習相成到而好都合ニ候。只今之振合に而連読相成候は、明後春迄之中には歴史地理書其外四五六部之書籍は御読み仕迄可相成御安心可被下候。僕従行之者は当分其の人を不得佛迄独行、節角探索罷在候。此段副書迄。早々拝（中略）猶々相良氏御賢母御越相成居候由に付御無事義御鳳声可被下候。

53) 同上、373頁。

54) 同上、374頁。

55) 同上、375頁。

《香港発・1873（明治6）年8月27日付書簡》⁵⁶⁾

相良君も同船罷在候。御同人事実は旧知事公御帰朝迄御滞学相成候様相決居、僕帰朝之上猶又年数も閣下と御相談可仕積り罷在候処、旧知事公澳國維納博覧会御見物御越段々御談話も有之、且一般之生徒も御引き戻し相成旁に而一先此節御帰朝可然と申事に相決し、我々歐洲引き払前端西ゼネバ迄御越相成付同帆、御同人にも船中御無事に候間御安心可被成下候。

以上、「相良氏」は眼病を数年患っていて、一旦は山口尚芳副使の「欧州大陸回国中御同人随行相願候」という運びになるかとも思われたが、結局、当初の思惑通り、山口尚芳副使によって「滞英相成候様取計置候」ということになった。しかし、鍋島直大「旧知事公」の意向や、政府の留学生処分の方針もあって、結局、「相良氏」も使節首脳とともに帰国することとなったことがわかる。

ところで「相良氏」については、大隈重信の「甥子」であると記されてもいた。大隈重信が「余に二人の姉あれど、共に齡嫁期に達し、縁を得て他に嫁したるを以て今はたゞ一人の弟と共に慈愛深き母の養育の下に成長することゝ為りぬ」と語っているように⁵⁷⁾、大隈重信には、妙子・志那子という2人の姉と克敏という1人の弟がいた。姉2人のうち、妙子は相良十郎左衛門に嫁ぎ、志那子は中島弥兵衛に嫁いだと言われている。弟の克敏は岡本家の養子となり、岡本欽次郎を名乗ったが、1877（明治10）年7月に病没している。

とすれば、「甥子」の相良猪吉は姉の妙子の子供である可能性が高いと言えよう。

姉の妙子は、1829年（文政12年）の生まれで、19歳で砲術指南役相良十

56) 同上、378頁。

57) 円城寺清『大隈伯昔日譚』、新潮社、1914年、16頁。

郎左衛門と結婚したが、相良十郎左衛門は戊辰戦争に従軍するも病を得て帰国し、亡くなったと伝えられている。そしてその後、相良妙子は大隈家に身を寄せ、大隈重信の生母である大隈三井子に仕え、一家と共に上京し、1915（大正4）年11月16日、東京市牛込区鶴巻町286番地の自宅で心臓病のため死去した⁵⁸）。そうであるとすれば、山口尚芳副使が「御同人御賢母様ニも御在府之由」、また、「相良氏御賢母御越相成居候由」と記していることと、まさに符合する。相良妙子が「相良氏」の「御賢母」である可能性は、極めて高いと思われるのである。

谷中霊園にある相良妙子の墓の向かい側に、相良妙子の子である「相良剛造之墓」がある。墓誌によれば、相良剛造は、明治33（1900）年5月9日に没したとあるが、『国民過去帳』には、相良剛造は「東京株式取引所理事にして明治卅三年五月十日病死す」と記されているのであった⁵⁹）。

以上のことよりして、相良猪吉は相良剛造であると断定してもよいのではないかと思われる。

相良剛造については、相良剛造が、1882（明治15）年3月11日、南豊島郡早稲田村・同牛込村・同下戸塚村・同中里村に所有する土地305筆を4,983円16銭8厘で大隈重信に譲渡したことがわかっている⁶⁰）。

また、1889（明治22）年7月18日、東京株式取引所の「肝煎」たる相良剛造は、同株主総代の小野友次郎とともに「欧米各国相場所実況取調」のため、横浜からアメリカへ向けてペキン号で出発し⁶¹）、翌23年8月前後においてともに帰国したことも判明している⁶²）。

いずれにしても、山口尚芳副使の「従者」は、大隈重信の甥の「相良氏」すなわち「相良猪吉」こと「相良剛造」であったと見てよいであろう。

58) 稲村徹元編『大正過去帳』、東京美術、1973年、76頁。

59) 大植四郎『国民過去帳』、尚古堂、1935年、593頁。

60) 『早稲田大学百年史』第1巻、1978年、427頁。

61) 「第廿三回半期営業實際考課状」第2頁（『渋沢栄一伝記資料』13巻、622頁）。

62) 岡本鶴園・栗田藤太郎共編『兜街繁昌記』、壬子出版社、1912年、19頁。

むすびにかえて

1871年12月23日(明治4年11月12日)に米欧諸国に向けて横浜港を出発した岩倉使節団の一行は総勢107人であった。そして、その内訳は使節団員が46人・従者が18人そして留学生が43人であったと言われている。しかし、「従者」は12人、「留学生」は49人であったということを、もう一度再検証したのが本稿である。

出発直前の太政官政府による使節団員の「供連」すなわち「従者」に関する定めは、大使が2人、副使は1人ずつの同行を認めるが、理事官・書記官には「供連」・「従者」はまったく認めないというものであった。

但し、岩倉具視大使は8人の「従者」を連れていくことを届け出で、それが特例として認められることになり、また、木戸孝允副使の「従者」は1人であったとされているので、これら9人は「従者」であったと見てよいであろう。

再検証の結果は、次の通りである。

- 岩倉具視大使の従者 岩倉具綱・山本復一郎・山口林之助・松方蘇介
日置兵市・福井順三・高辻修長・香川広安
- 木戸孝允副使の従者 佐々木兵三(後任は池田道三)
- 大久保利通副使の従者 坂井秀之丞
- 伊藤博文副使の従者 高島米八
- 山口尚芳副使の従者 相良猪吉

以上の12人が使節団の本来の「従者」なのであった。

従って、これまで「従者」とされてきてはいるが、実際には、「留学生」であったのが、大久保彦之進・牧野伸熊・岩下長十郎・山県伊三郎・山口俊太郎・川村勇の6人であったことが、明らかになったと言えるであろう。

(本学名誉教授)